

【件名】

日本入国時の水際防疫措置緩和対象となる3回目ワクチン（コバクシン）の追加及び自宅等待機期間の短縮

【ポイント】

- 7月31日午前0時以降、バーラト・バイオテックが製造するコバクシン（COVAXIN）は、日本入国時の水際防疫措置緩和の対象となる3回目に接種したワクチンとして有効なものとして取り扱われます。
- これを受け、これまでにコバクシンを3回接種した方など、要件を満たす3回のワクチン接種証明書を保持する方は、インドなど「黄」区分の国・地域からの入国時検査及び入国後の自宅等待機は不要となります。
- 要件を満たす3回のワクチン接種証明書を保持しない方に求められる自宅等での待機期間は、7日間から5日間に変更されます。

【本文】

1 7月27日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。「水際対策強化に係る新たな措置（28）」（令和4年5月20日）に基づく措置の適用に当たって、コバクシン（COVAXIN）／バーラト・バイオテック（Bharat Biotech）については、7月31日午前0時（日本時間）以降、日本入国時の水際防疫措置緩和の対象として、3回目以降に接種したワクチンとして有効なものとして取り扱われます。

2 これを受け、これまでにコバクシンを3回接種した方など、要件を満たす3回のワクチン接種証明書を保持する方は、入国時検査及び入国後の自宅等待機は求められません。ワクチン接種証明書の要件の詳細は、以下のURL（外務省海外安全ホームページ：海外から日本への入国に際し有効と認めるワクチン接種証明書について）を御参照ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate_to_Japan.pdf

3 また、インドなど「黄」区分の国・地域からの帰国者・入国者の内、要件を満たす3回のワクチン接種証明書を保持しない方に求められる自宅等での待機期間は、7日間から5日間に変更されます。この措置は7月28日午前0時（日本時間）から開始され、既に入国済みの方に対しても適用されます。なお、これまでと同様に入国後3日目以降に自主的に受けた検査（PCR検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省に届け出た場合、厚生労働省の確認後の自宅等待機の継続は求められません。

（お問合せ先）

在インド日本国大使館

電話：+91-(0)11-4610-4610（代表）

メールアドレス：

○領事関連事項 jpemb-cons@nd.mofa.go.jp

○配偶者等が外国籍の場合の日本入国査証に関することなど

jpemb-visa@nd.mofa.go.jp

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>